

「箕面忠魂碑違憲訴訟」の最高裁判決に対する抗議声明

戦前から「村の靖国」として天皇制軍国主義の宗教的役割を担っていた忠魂碑を、大阪府箕面市が公費 7800 万円余で私有地に移転し、更にその忠魂碑の前で行われる慰霊祭に同市教育長などが公に参列したのは政教分離違反であると提訴されていた「箕面忠魂碑違憲訴訟」について、最高裁第三小法廷は 2 月 16 日、突如、合憲とする判決を行った。

私達はこの判決が、歴史認識を全く欠いた判決であると言わざるをえない。

昨年 1 1 月の「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟の大阪地裁の人権感覚を疑う判決といい、法の番人であるべき裁判所が自らの役割を放棄したことについて、私達は今、不安と恐れ、憤りを覚える。というのは政教分離の原則が言葉巧みになし崩しにされ、信教の自由が侵され続けられているからである。これはきわめて危険な兆候だといわねばならない。

政教分離・信教の自由はあらゆる自由や人権の基礎・防波堤になるものである。それゆえ政教分離・信教の自由が保障されるか否かは信仰の有無にかかわらず全ての人にとっての重要な課題である。とりわけわが国においては、戦前の歴史的反省から憲法 20 条と 87 条とで世界でも最も厳格な政教分離原則が定められている。たとえわずかでも政教分離・信教の自由が侵され始めるならば、やがて必ずその他もろもろの自由も徐々に侵されていき、又もや戦前のごとく美名の下で平和が脅かされていく。防波堤は小さな穴から壊れていき、その決壊が誰の目にも明白になった時は既に手遅れである。「信教の自由・政教分離」を信仰的主張として掲げてきたパプテストとして、今回の最高裁判決に抗議する。

振り返ってみれば、1967年の旧「紀元節」復古に始まり、靖国神社法案提出、靖国神社公式参拝、元号法制定、国家秘密法案提出、教育現場への君が代・日の丸強制など徐々に、巧みに「戦前回帰」への布石が敷かれその延長上で「即位の礼・大嘗祭」が強行された。その後危惧されたとおり、PKO協力法の強行採決、海外派兵、新たな皇室ブームの演出と続き、ついに憲法改悪の話までが白昼堂々と罷り通るようになってきた。

そのような一連の憂慮すべき動きに合わせたように今回の判決は突如だされた。わが国が、武力や暴力を使わない平和を大切に、全ての人の全ての自由や人権を保障する国になっていくよう、キリスト者として祈り、発言し、行動していく決意を新たにすると共に、重ねて最高裁に強く抗議の意を表明するものである。

1993年2月26日

日本バプテスト連盟 第44回定期総会